

〔沿革〕 平成6年12月例規（警）第23号

令和3年11月例規（警）第29号

各所属長

警察庁長官からの救慰金の授与については、さきに通達したところであるが、このたび本県においても、これと同趣旨の制度を次のとおり設けたので、部下職員に周知徹底を図り、士気の高揚に資せられたい。

記

1 救慰金制度の趣旨

救慰金は、不幸にして警察官の家族が、警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合に授与し、もつて警察官の救済慰労士気の高揚に資せんとするものである。

2 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察官の正当な職務執行に直接基因して、当該警察官の配偶者、父母または子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または重い身体障害が残り、しかも警察庁長官から救慰金が授与された場合に、警察本部長が当該警察官に授与する。

3 救慰金の額

救慰金の額は、最高限度額を100万円とし、被害の程度等を勘案して個別にその額を決定する。

4 救慰金授与の要件

(1) 当該加害行為が警察官の正当な職務執行に直接基因して行なわれたものであること。すなわち

ア 警察官の正当な職務執行に伴う怨恨による場合

イ 警察官の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合のいずれかに該当して加害行為が行なわれたこと。

(2) 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 重い身体障害（地方公務員災害補償法施行規則別表第三の第一級から第六級までの等級に該当する身体障害）が残る場合

(3) 被害者が、当該警察官の配偶者、同居の父母または子（ただし、当該警察官が単身赴任している場合の別居の父母または子および遊学中のため別居中の子を含む。）のいずれかであること。

ただし、上記各号に該当する場合であつても、当該警察官の職務執行に違法もしくは著しい不当行為が認められたとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと警察本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

5 救慰金の支出

救慰金は、報償費から支出する。

6 報告

所属長は、救慰金の支給要件に該当すると認められる事案が発生したときは、救慰金授与事案発生報告書（別記様式）に医師の診断書を添え、すみやかに警察本部長（監察官室長）に報告すること。

7 実施期日

この制度は、昭和48年1月1日から実施する。

以下別記様式省略